

ご家庭で保育ができない理由

保育を必要とする事由については、子どもの保護者の全員が次のいずれかに該当する必要があります。

① 就労

1か月あたり48時間以上労働することを常態としている場合

保護者の就労時間に応じて次のとおり保育の利用区分（利用可能時間）が決まります。

1ヶ月あたりの就労時間	利用区分	1日あたりの保育園利用可能時間 （原則）
120時間以上 →	保育標準時間	11時間以内（7:30～18:30）
48時間以上120時間未満 →	保育短時間	8時間以内（8:00～16:00）

◎1か月あたりの就労時間は120時間未満（例：112時間…1日8時間・1か月14日勤務）で保育短時間認定の対象となるが、1日の就労時間が8時間以上（休憩時間や通勤時間等を含む）となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと市が認める時は、保育標準時間認定となることがあります。

◎1か月あたりの就労時間が120時間以上であっても、保護者が保育短時間認定を希望する時は、市の判断により、保育短時間認定となることがあります。

※ 開所時間内において、上記の利用可能時間を超えての保育園利用を希望される場合は、保育園に相談してください。

【家庭外労働】

1. 事業所等に常時勤務している者
→ 就労証明書（外勤・内職用）を提出
2. パート勤務者
→ 就労証明書（外勤・内職用）を提出
3. 農業従事者
→ 就労状況申告書（自営業・農業用）を提出

【家庭内労働】

4. 自営業従事者
→ 就労状況申告書（自営業・農業用）を提出
5. 内職従事者
→ 就労証明書（外勤・内職用）を提出

② 妊娠、出産



母親が妊娠中か出産後間がない場合〔原則、出産予定日6週間以内の月の初日～出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間〕

→ 母子手帳で表紙と分娩予定日の確認できるページの写しを提出

◎ 妊娠、出産を理由とする場合は、保育標準時間（11時間）認定になります。

③ 保護者の疾病、障がい

保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいがある場合。

1. 疾病の場合
 - 医師の診断書を提出。診断書に期間が明記してある場合その期間中のみ。
2. 身障者の場合
 - 身体障害者手帳等の写しを提出（住所、氏名、等級がわかるように）

◎ 保育短時間（8時間）認定、又は保育標準時間（11時間）認定になります。

④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護

同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合。

1. 介護・看護の場合〔下記の（1）と（2）：2点の書類を提出〕
 - （1）介護・看護する方の証明書（民生委員の証明書・・・市の様式のもの）
 - （2）介護・看護を要する方の医師の診断書、又は介護保険証の写し
2. 通院の場合
 - 通院される方の診断書及び通院の送迎がわかる書類（民生委員の証明書・・・市の様式のもの）を提出（医師の診断書がある方はその診断書も提出）

◎ 保育短時間（8時間）認定、又は保育標準時間（11時間）認定になります。

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。

- り災証明書を提出。災害の復旧（復旧にかかる期間）については、保護者の申し出により判断します。

◎ 災害復旧を理由とする場合は、保育標準時間（11時間）認定になります。

⑥ 求職活動（起業準備を含む）

求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合。

〔支給認定が効力を発した日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間〕

- **求職活動**：ハローワーク発行の「ハローワークカード」若しくは神岡商工会議所無料職業紹介所発行の「職業相談カード」の写しを提出。

起業準備：開業予定のわかるもの

- ※ ハローワークカードは有効期間内（求職申込を受理した日の翌々月の末日）のものに限る。
- ※ 就労内定した場合は、速やかに支給認定申請書と就労証明書を提出して下さい。認定内容の変更を行います。
- ※ 認定期間終了後も引き続き求職活動により保育が必要な場合には、認定期間が終了する前に再度、支給認定申請書（再認定）と有効期間内のハローワークカード（ハローワークのマザーズコーナーで来所の証明を受けた場合はその証明を受けた部分の写しを含む）若しくは無料職業紹介所発行の「職業相談カード」の写しを提出して下さい。

◎ 求職活動を理由とする場合は、保育短時間（8時間）認定になります。

⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合。

- 在学証明書（学生証、合格通知書等）の写し（在学期間がわかるもの）と
時間割表等（スケジュール、カリキュラムがわかるもの）の写しを提出

◎ 保育短時間（8時間）認定、又は保育標準時間（1.1時間）認定になります。

⑧ 虐待やDVのおそれがあること

児童虐待を行っている、又は再び行われるおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合。

- 保護命令等、飛騨子ども相談センター・飛騨市福祉事務所からの通知等

◎ 虐待やDVを理由とする場合は、保育標準時間（1.1時間）認定になります。

⑨ 育児休業

育児休業取得中に、既に保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合。

- 就労証明書（育児休業期間欄の記入があるもの）を提出

※ 既に保育園を利用している子どもが対象になります。

◎ 育児休業を理由とする場合は、保育短時間（8時間）認定になります。

育児休業中の取り扱いについて

（産前6週・産後8週の期間は除く）

クラス	通園状況	入園について
0～2歳児クラス （未満児）	新規入園	入園不可
	通園中	育児休業を終了する日が属する月の末日まで入園可
3歳児クラス （年少）	新規入園	入園不可
	通園中	育児休業を終了する日が属する月の末日まで入園可
4歳児クラス （年中）	新規入園	入園不可
	通園中	育児休業を終了する日が属する月の末日まで入園可
5歳児クラス （年長）	新規入園	入園不可
	通園中	育児休業を終了する日が属する月の末日まで入園可

※ 育児休業取得中の方で上記の要件に該当し、引き続き在園中のお子さんの保育園利用を希望される場合は、就労証明書を提出して下さい（就労証明書に育児休業取得期間を記入していただく欄があります）。

※ 上記の就労証明書とは別に『育児休業取得期間証明書』を提出して下さい。

※ 育児休業を終えて、職場復帰後には『復職証明書』を提出して下さい。

※ 例えば、就労を理由として入園後に年度途中で、妊娠・出産→育児休業というように保育を必要とする事由が変わる場合には、支給認定（変更）申請書を提出してください。決定後、新たな支給認定証と交換になります。

※ 勤務者が育児休業中であっても、児童の入園ができ次第、育児休業期間を切り上げて復職が可能な場合に限り利用申込をすることができます。

保育の必要性の認定

保育の必要性に応じて、以下の3つの認定区分により施設・事業を利用することになります。保育認定は、児童の年齢により2号と3号に分かれます。また、保育必要量（施設の利用時間）、保育の必要性（事由、期間等）についても認定します。

認定を受けると支給認定証が交付されます。

認定区分	対象となる子ども	利用可能な施設及び事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園 ※特別利用保育
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 ※特別利用教育
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

保育必要量

保育必要量区分	利用時間	該当認定者
教育標準時間（最長 4時間）	8:00～12:00まで	1号認定
保育標準時間（最長 11時間）	7:30～18:30まで	2号認定・3号認定
保育短時間（最長 8時間）	8:00～16:00まで	2号認定・3号認定

※ それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育を利用できる時間の上限を認定します。

支給認定期間は、下記の表の認定期間の内、いずれか短い期間です。

認定事由	認定期間
就労	・効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間
妊娠・出産	・効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間 ・原則、出産予定日6週間以内の月の初日から出産日より起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
保護者の疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	・効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間 ・効力発生日からそれぞれの事由による必要な期間
求職活動	・効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間 ・効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間
就学	・効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間 ・効力発生日から卒業、又は修了予定日が属する月の末日までの期間
虐待・DV	・効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間
育児休業	・効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間 ・効力発生日から育児休業を終了する日が属する月の末日まで
その他	・効力発生日から市長が認める期間

※ 保育認定の有効期間は3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで）です。3号認定は、満3歳以降は2号認定に切り替わります。

※ 保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。